

岩手県告示第403号

漁業法（昭和24年法律第267号）第62条第1項の規定により区画漁業権に係る海区漁場計画を定めたので、当該海区漁場計画の内容、海区漁業調整委員会の意見の概要等並びに漁業の免許予定日及び沿岸漁場管理団体の指定予定日並びにこれらの申請期間を次のとおり公示する。

令和4年6月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 海区漁場計画の内容

(1) 漁業権に関する事項

公示番号 一区第234号

ア 漁場の位置（漁場名） 釜石市大字釜石泉浜地先（泉浜沖）

イ 漁場の区域 次のア点、イ点、ウ点、エ点、オ点、カ点、キ点及びア点の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度15.881分、東経141度55.339分

イ点 北緯39度15.860分、東経141度55.334分

ウ点 北緯39度15.793分、東経141度55.423分

エ点 北緯39度15.720分、東経141度55.380分

オ点 北緯39度15.823分、東経141度55.066分

カ点 北緯39度15.921分、東経141度55.119分

キ点 北緯39度15.937分、東経141度55.168分

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
第一種区画漁業	ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	さけ・ます小割式養殖業	〃

エ 存続期間 令和4年10月1日から令和5年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 釜石市（片岸町、鶴住居町、箱崎町、両石町及び唐丹町を除く。）

キ 条件

(ア) 養殖施設を設置する場合は、船舶の航行に支障のないよう配慮しなければならない。

(イ) エ点及びオ点の各点並びにエ点とオ点の各点を結ぶ直線の間接点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から3メートル以上の高さに設置しなければならない。

(2) 保全沿岸漁場に関する事項 該当なし

2 海区漁業調整委員会の意見の概要等

(1) 海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果 別紙のとおり。

(2) 漁場の図面 別紙のとおり。

3 漁業の免許予定日等

(1) 漁業の免許予定日 令和4年10月1日

(2) 申請期間 令和4年7月1日から同月31日まで

備考 「別紙」は、省略し、岩手県農林水産部水産振興課並びに広域振興局の水産部及び水産振興センターに備えておいて縦覧に供する。

海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果

- 1 海区漁業調整委員会の意見の概要
意見なし。
- 2 当該意見の処理の結果
なし。

